

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募の結果について

令和 6 年 3 月 2 9 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

令和6年1月4日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 意見募集期間：令和6年1月4日（木）～令和6年2月3日（土）
- (2) 資料入手方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省のホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 御意見等の総数

2件

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2428）
- 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線3701）
- 環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253

(別紙)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する御意見及び御意見に対する考え方

| | 御意見 | 御意見に対する考え方 |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <p>香害と呼ばれる特に洗剤、柔軟剤等に含まれる人工香料や抗菌剤に曝露することで発症する体調不良が近年注目されています。急性中毒や慢性中毒で一つの化学物質に中毒症状が出ると、複合的に反応する化学物質が増え、重度の化学物質過敏症を発症すると言われています。規制から外れた物質も、原因となっている可能性があります。日用品に含まれる化学物質について、規制を強化することを求めます。</p> | <p>頂いた御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | <p>届け出不要というのには止めて下さい。評価を行う必要がない項目など作らないでください。化学物質は昨今あまりにも多種多様な製品に使われ、マイクロプラスチックなどの目に見えない程小さいものにまで詰め込まれています。</p> <p>最近化学物質過敏症の患者も増え、香害が漸く知られてきました。</p> <p>少し外出しただけで服や髪に移香し、洗濯しても取れないようなものが日用品に多く使われています。</p> <p>どの化学物質が人体に影響を及ぼしているのか、医療機関や研究機関が研究をしてくださったとして、届け出が不要または不記載です教えられませんかとなっては何も対策が出来ません。</p> <p>必ず1つ残らず、何にどういう物が使われているのか。そういった記録と提出は必要です。届け出や評価が不要だというブラックボックスでは何が使われるのかわからず</p> | <p>頂いた御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本改正は、化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められ、国によるリスク評価を行う必要がない(つまり、当該リスク評価に必要な製造・輸入実績数量等の届出を不要とする)ものとして告示で定めている化学物質に、意見募集対象の別添1に掲げる化学物質を追加するものです。今回の意見公募は、この追加予定の化学物質に対するものとなります。</p> |

恐怖しかありません。

当時は安全と言われていたが、何十年も経ってから有害物質だった。発がん性があった。そういう物は歴史的にも多いです。

どうか国民の健康を守ってください。

そして何より、昨今の人体に影響を及ぼし、当たり前の人間らしい健康な生活を奪う化学物質をもっと強く規制してください。

公共機関、職場、あらゆる場所にまき散らされる化学物質によって、学校に行けない子供、仕事をしたくてもできない大人が増えています。このままでは日本の生産性にも影響が出るのは明らかです。洗剤ひとつとっても、内容量の多い業務用にしか国際基準のハザードピクトグラムGHSの表記がないのも現状おかしいと思っています。

量の大小に関わらず、全ての製品に、消費者が分かるよう、危険な化学物質を使っているものにはGHSマークを義務化、使用の規制強化を求めます。

日本が国として実験や試験できなくとも、海外で化学物質や香料に対するレポートや試験結果は沢山あります。

昨今の空気汚染は異常です。香害は公害というスローガンも生まれています。署名運動も広がっています。どうか大企業のばらまく化学物質をもっと規制してください。

該当する、しない、という線引きをせず、きちんと使用している化学物質を一つ残らず記載し提出するよう義務化してください。記録を残すことで未来の研究の役に立つはずです。どうか当たりの空気を呼吸できる日本に戻してください。一刻も早く、環境や人体に悪影響のある化学物質を取り締まり規制してください。お願いします。